

大和市芸術文化ホール運営計画(素案)骨子

H25.11.26 版

- ◆ 本計画の内容は、今後の策定する施設の設置条例や指定管理者選定のための仕様書に反映するものです。今後の検討によって変更されますので確定しているものではありません。

1. 計画の策定にあたって

- ・市では、大和市文化芸術振興条例に基づき策定した文化芸術振興基本計画において、新たな文化芸術拠点の整備を位置づけました。
- ・そして、建設から40年を経て老朽化した生涯学習センターホールに代わり、文化芸術振興のための新たなホールを、大和駅東側第4地区で進められている再開発事業のなかで整備することとしました。
- ・この計画は、芸術文化ホールの具体的な運営の考え方や取り組み内容を明らかにし、施設の設置条例や指定管理者による運營業務に反映するものです。

2. 芸術文化ホールのコンセプト

管理運営基本計画で掲げた基本理念「心に響く・心が躍る・心をつなぐ」を実現し、本市の目指す「健康都市」を支える施設として、次の3点を基本コンセプトとして運営します。

- (1) 市民に感動を与える、文化芸術鑑賞の拠点
- (2) 市民の創造力を高める、文化芸術活動の拠点
- (3) 文化芸術を介して多くの人が出会う交流の拠点

3. 施設構成

施設名	諸室名	施設概要
メインホール		クラシック音楽などの「生の音」の響きを重視する演目を主体とした音楽主目的ホールとします。また、ミュージカル・演劇や舞踊・ダンス、邦楽、ポピュラー音楽、講演会などにも対応したものとします。客席の一部を着脱式とし、簡易なオーケストラピットを設けます。
	ホワイエ	観客が開演前、休憩時間、終演後に歓談や休息することができ、かつ市民の憩いの場として自由に利用できる空間です。
	客席	1,000席程度。車いす利用者用座席として、一般利用も可能とする着脱式の座席と車いすのまま鑑賞を可能とするスペースを設けます。

	舞台等	演技エリアは幅 14.5m×奥行 14.5m、舞台開口部は幅 14.5mから 18.2m、高さは 7.2m から 12m の可動プロセニウム。可動式音響反射板(格納機能付き)を設置します。
	親子室	静かな舞台鑑賞が難しい乳幼児連れの入場者等のため、遮音された部屋に客席を 10 席程度設置します。
	楽屋	出演者の控えスペースとして小楽屋 2 室、中楽屋 2 室、大楽屋 1 室(可動式パネルで 2 つの中楽屋)の構成とします。
	技術諸室	調整室、フォロースポット投光室、シーリングライト投光室等の舞台特殊設備関連の諸室を配置します。
サブホール	市民の発表の場として、多様なジャンルの公演・催事が行えるホールとします。ホール全体を平土間にして、ダンス、パーティ、交流イベント、作品の展示など幅広く利用できるものとします。	
	ホワイエ	観客が開演前、休憩時間、終演後に歓談や休息することができる空間です。エントランスとの共用になります。
	客席	300 席程度。可変機構を用いて段床の劇場空間と、平土間の空間を両立させます。
	舞台等	演技エリアは幅 10.5m×6.2m、舞台袖を設けます。
	楽屋	出演者の控室として楽屋 2 室を設けます。
	技術諸室	調整室、キャットウォーク等を設けます。
ギャラリー	100 号サイズの絵画をはじめ、彫刻・書・写真・陶芸・いけばな・現代美術などの美術作品が展示できるギャラリーとします。可動式パネルを配置し、2 つの異なる展示会を同時開催できるなど、機能的で使いやすいものとします。	
	備品庫	展示に利用するパネル等が収納できる広さを確保します。
その他	マルチスペース(練習室)	小規模のピアノ発表会や吹奏楽、演劇、バレエなどの練習、ワークショップの会場に利用できるスペースとします。利用内容に応じて 2 分割して利用できるものとします。
	搬入ヤード	11tトラック 2 台が同時に搬出入でき、ホール舞台へ段差なく機材が搬入できるようにします。また、ウイングルーフを開けて荷出しができるよう天井高に配慮します。

4. 事業計画

ホールの事業は、専門的知識、技術を有する職員が主体となって企画、実施する「文化芸術事業」と市民や団体に施設を貸し出す「貸館事業」の 2 つを大きな柱とし、全体のバランスを考慮しながら事業を展開します。

(1)文化芸術事業

芸術文化ホールのコンセプトを実現するため、次の方針に基づいて指定管理者が事業を行います。

○良質な文化芸術に触れることのできる機会の提供

市民の豊かな感性と創造性を育むために、さまざまな形で良質な文化芸術に触れることのできる機会を提供します。

○文化芸術活動のレベルアップ支援

市民とプロのアーティストとの芸術作品の制作や次代の担い手の育成、文化芸術情報の収集・提供など、市民の文化芸術活動のレベルアップをサポートするための取り組みを進めます。

○日常的に文化芸術に親しめる仕掛けづくり

市民に文化芸術への関心や興味を持ってもらうため、ホール施設はもとより、多くの人が集う場所や他の公共施設なども活用し、日常的に文化芸術に親しめる仕掛けづくりを行います。

【事業計画イメージ】

事業区分	事業例
芸術創造事業 (2事業)	市民・アーティストによるコラボコンサート、共同制作展示会など
芸術鑑賞事業 (8事業)	プロのアーティストによる音楽公演、演劇公演、ダンス公演、芸術展示会など
創造活動支援事業 (6事業)	公募型コンペ受賞者公演・展示会など 自由参加型コンサート・公演・展示会(フェスティバル形式)など
人材育成・普及事業 (5事業)	文化芸術体験ワークショップなど
連携事業 (5事業)	施設内のエントランスや施設周辺でのミニコンサートなど 施設内の学習センターや図書館などで行う体験型ワークショップなど
調査・情報発信事業 (4事業)	イベントガイドの発行、来場者モニタリング調査など
計	30事業

(2)貸館事業

市民・団体等に施設の貸出を行う一般貸館事業を実施し、市民の文化芸術活動を支援します。

また、市民に優れた文化芸術作品の鑑賞機会を提供するという観点から、エンターテインメント性や話題性の高い作品を制作、上演する団体等の施設利用を優先的に認める特別貸館事業を実施します。

(3)災害時の一時滞在施設としての役割

大規模災害時において、芸術文化ホール（メインホール、サブホール）は大和駅の至近に位置する一時滞在施設として、被害を受けた市民や、滞留する帰宅困難者の受け入れを行うものとします。

5. 開館記念事業

(1) 開館記念事業

芸術文化ホールの完成披露とPRを兼ねた事業を行います。

(2) 開館プレイベント

市民参加型公演のためのワークショップやホール内覧会などを行います。

(3) 開館準備事業

芸術文化ホールの運営を支えるサポーターを養成する講座を開催します。

6. 利用規則

(1) 利用にあたっての基本方針

わかりやすい規則／利用者視点の柔軟性ある規則／公正、平等な規則

(2) 休館日

12月29日から1月3日の年末年始期間とします。

(3) 開館時間

9時00分から22時00分までとします。

(4) 窓口受付時間

9時00分から21時30分までとします。

(5) 利用時間帯

利用時間のコマ割り

- ・ホール：午前（9～12時）／午後（13～17時）／夜間（18時～22時）
- ・ギャラリー：一区分を1日とし、原則として一週間単位で利用

(6) 施設利用の申込手続き

- ・利用の申込には、あらかじめ利用計画書を作成・提出いただきます。提出方法は窓口のほか、FAX、郵送、電子メールも可能とします。
- ・申込後、利用希望日が重複した場合は抽選・協議会を実施、仮予約の調整を行います。
- ・施設予約は、抽選・協議予約、随時予約に区分され、市内利用者とそれ以外の利用者で予約できる区分が異なります。また、抽選・協議予約は市内利用者のみが予約可能とするなど、市民の利用が優先される設定とします。

(7) 物品の販売等

- ・物品の販売、広告、宣伝、寄附募集行為等は原則禁止とします。ただし、公演や展示に付随して行われる関連図書、図録等の販売行為などは許可できるようにします。

(8) 利用の不承認、取消について

- ・施設、設備を損傷または滅失する恐れがあるときや、公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるときなどは、利用を承認しないこととします。
- ・利用条件に違反したときや、利用を不承認とする事項に該当することがわかったときなどは、利用を取消または中止することとします。

(9) 施設利用料金

施設利用料金については、現在の生涯学習センターホールと比較した設備仕様の高度化、施設維持管理経費、県内の文化施設の状況などを総合的に勘案し、次のとおり設定します。

【メインホール】

時間帯区分		午前	午後	夜間	全日
入場料等		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
無料~3,000円未満 (基本料金)	平日				
	土日祝日				
3,000円以上~5,000円未 満(基本料金の150%)	平日				
	土日祝日				
5,000円以上 (基本料金の200%)	平日				
	土日祝日				
営利目的 (基本料金の250%)	平日				
	土日祝日				

【サブホール】

時間帯区分		午前	午後	夜間	全日
入場料等		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
無料~1,000円未満 (基本料金)	平日				
	土日祝日				
1,000円以上~3,000円未 満(基本料金の150%)	平日				
	土日祝日				
3,000円以上 (基本料金の200%)	平日				
	土日祝日				
営利目的 (基本料金の250%)	平日				
	土日祝日				

【楽屋】

室名	時間帯区分	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	全日 9:00~22:00
楽屋①					
楽屋②					
楽屋③					
楽屋④					
楽屋⑤					
楽屋⑥					
楽屋⑦					

【ギャラリー】

時間帯区分		1日 9:00~22:00
室名		
ギャラリー①	無料(基本料金)	
	入場料等1,000円未満(基本料金の150%)	
	入場料等1,000円以上(基本料金の200%)	
	営利目的(基本料金の250%)	
	営利目的(基本料金の250%)	

ギャラリー②	無料(基本料金)	
	入場料等1,000円未満(基本料金の150%)	
	入場料等1,000円以上(基本料金の200%)	
	営利目的(基本料金の250%)	

【マルチスペース】

時間帯区分		午前	午後	夜間	全日
室名		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00
マルチ スペース①	基本料金				
	営利目的 (基本料金の250%)				
マルチ スペース②	基本料金				
	営利目的 (基本料金の250%)				

(10) 施設利用料金の割引

一階席のみを利用した公演等やりハーサル・準備・撤収等を目的とする利用については、決められた割合で割引を行います。

(11) 設備・備品利用料金

舞台特殊設備及び備品の利用料金は、県内の文化施設の状況などを踏まえ、利用しやすい料金を設定します。料金は時間帯区分あたりの設定とします。

種別		設備・備品名
舞台 設備	舞台機構・吊物	音響反射板、幕など
	大道具	[伝統芸能]所作台、箱足、屏風、もうせん、地がすりなど [講演会]演台、司会台など [その他]平台、バレエ用シートなど
舞台 照明	照明設備	ボーダーライト、シーリングライト、 アッパーホリゾンライトなど
	移動用機材	スポットライト、効果用マシンなど
舞台音響		拡声装置、録音・再生機器、スピーカー、マイクなど
音楽備品		ピアノ、譜面台、椅子など
映像備品		スクリーン、プロジェクター、DVDプレーヤーなど
その他		持込機器用電源など

(12) 施設利用料金の還付

納付された利用料は還付しないことを原則とします。ただし、相当の理由があると指定管理者が認める場合は決められた割合の還付を行います。

(13) 施設利用の特例措置

施設利用料金の減免、施設の優先予約は、公平性の観点から極力行わないこと

とし、次のいずれかに該当するもののみを対象とします（減免、優先予約等）。

- ・市または市の機関の行事／指定管理者の文化芸術事業
- ・学校等の文化芸術教育活動／海外友好都市、在住外国人との文化芸術交流活動／障がい者、要介護認定者等の社会参加に寄与する文化芸術活動
- ・公益性のある全国、県単位の大会
- ・文化芸術振興に寄与すると市が認めるもの／その他文化芸術の振興に特に寄与すると指定管理者が認めるもの

(14) 禁止事項

- ・飲食：メインホール…原則禁止／サブホール…レセプション等は条件付きで可／ギャラリー、マルチスペース…条件付きで簡易な飲食は可
- ・喫煙：施設内は全面禁止
- ・写真撮影等：原則として撮影、録画、録音を禁止
- ・作品のスケッチ：スケッチなどは、作者の許諾を前提に支障のない範囲で可
- ・その他：迷惑行為、設備等の損傷をおよぼす恐れのある行為を禁止

7. 組織計画

(1) 組織運営の基本方針

公益性の高い事業と良質な利用者サービスを提供できる運営組織／ホール運営の専門的なノウハウを有する運営組織／スムーズな連携が可能な運営組織

(2) 組織体制（指定管理者）

館長（1人）／副館長（1人）／総務担当（2人）／施設利用担当（9人）／事業企画制作（5人）／舞台技術（9人）

(3) 市民が芸術文化ホールの運営に参加できる仕組みづくり

市民や文化芸術活動団体等がホール運営について提案できる仕組み／ホール運営をサポートする組織の設立／利用者等で構成される友の会（仮称）の設立

8. 収支計画

事業計画に基づくランニングコストを下表のとおり試算します。

（単位：千円）

	項目	試算額	内容
支出	管理運営費	232,000	①施設管理費 92,000 ②人件費 140,000
	事業費	68,000	
	合計	300,000	うち、指定管理料 232,000
収入	施設利用料等	68,000	①施設利用料 35,000 ②入場料 30,000 ③その他 3,000

9. 広報計画

芸術文化ホールの認知度の向上と事業への集客・参加を促進するために、事業や施設などの情報を、市広報や各種情報誌、ホームページなど多様な情報媒体を通じて積極的に発信します。

10. 運営評価

(1) 基本方針

- ・施設の役割、文化芸術振興基本計画を踏まえた評価項目を設定するなど、中長期的な視点に立った評価を実施します。
- ・市、指定管理者による評価に加え、関係する審議会等や施設利用者など外部の視点を取り入れた多角的な評価を実施します。
- ・評価結果だけでなく、運営方針や達成目標もあわせて広く公開するなど、運営の透明性ととともに、市民に対する説明責任を重視した評価を実施します。

(2) 評価方法

次の手順を1年間1サイクルとして、循環させることとします。

- ①評価項目の設定→②データ収集・分析→③評価・改善計画の策定
→④評価結果の公開、評価項目の再設定

(3) 評価の対象

- ・施設の役割に関する評価
- ・施設運営に関する評価
- ・事業及び経営（マネジメント）に関する評価

11. 開館準備

(1) 開館準備業務の概要

- ・指定管理者による文化芸術事業の企画、出演者等との調整
- ・指定管理者による一般貸館事業の事前準備、利用者向け説明
- ・芸術文化ホールへの備品等の搬入
- ・芸術文化ホールでのスタッフ研修

(2) 開館準備スケジュール

年度	月	準備項目
平成 26 年度	3 月	指定管理者の指定
平成 27 年度	4 月	指定管理者による開館準備
平成 28 年度	7 月	竣工
	8 月	備品搬入
	9 月	スタッフ研修
	11 月	開館